

常滑市立鬼崎北小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

(2) 鬼崎北小学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。

学校は児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人に「自分が大切にされている」という実感をさせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

(3) 鬼崎北小学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ① 本校の教育目標である「命を大切にし、たくましく生きる子」「深く考え、自ら学ぶ子」「仲良く助け合い、人のためにつくす子」を具現化することが、いじめ防止につながる。全教職員の共通理解と協力による教育活動全体でいじめ防止を進める。
- ② 家庭・地域と連携し、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、継続して実施する。
- ③ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織し、事案に対して組織として対応する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校・虐待防止対策委員会の設置（職員会にて行う場合を含む）

- ＜実施回数＞ 年2回程度
- ＜構成員＞ 全教職員、スクールカウンセラー
- ＜役割＞
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施、定期的な点検・評価
 - ② 教職員の共通理解と研修
 - ③ 児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ④ いじめアンケートの集約及び対応の検討

(2) 生徒指導部会の開催

- ＜実施回数＞ 年7回程度
- ＜構成員＞ 生徒指導主任、教育相談担当、通学団担当、交通安全担当
- ＜役割＞
 - ① いじめ問題に関する情報交換
 - ② いじめ問題に関する学年連携の協議

(3) 情報交換会

- ＜実施回数＞ 年10回程度（職員会で実施）
- ＜構成員＞ 全教職員
- ＜役割＞
 - ① 教職員の共通理解
 - ② 児童や保護者・地域の情報交換

(4) 緊急対策会議の開催

- ＜実施回数＞ いじめ事案発生時
- ＜構成員＞ 校長、教頭、教務、校務、生徒指導主任、発生学年教諭、養護教諭
事案による関係者（ＳＣ、市教委、警察、児相、こども課、社協等）
- ＜役 割＞ ①事案の指導体制と方針決定
②事実確認と情報の共有
③関係児童への指導・支援と保護者との連携
④関係機関への連絡と連携
⑤事後の指導・支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- 楽しく分かる授業づくり
- ・日々の授業を大切にし、全ての児童が参加し、自己の高まりを実感できる授業づくりに努める。
 - ・公開授業を積極的に実施し、互いに授業を見合うことで分かる授業づくりに全教職員で取り組む。
- 体験学習の充実
- ・児童の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、地域の人材や自然環境を活用した社会体験や生活体験の場を計画的に実施する。他者との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付き、自己有用感を感じとれる場や機会をつくる。
 - ・ペア学年活動等の異学年交流を通して、思いやり、助け合いの心を育成する。
- 道徳教育・人権教育の充実
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を育てるために学校教育全体で道徳教育や人権教育を進める。
 - ・道徳の授業を計画的に実施し、教員の授業力向上のために必要な研修、授業公開を積極的に行う。
 - ・人権週間では全校で人権尊重について考える機会をつくり、人権意識の高揚を図る。
- 保護者や地域への働きかけ
- ・「なみ」（学校通信）、各種通信、ホームページやＰＴＡの各種会合、保護者会等において、いじめ問題について問題提起し、積極的に広報活動を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- いじめアンケートの実施（３年保管）
- ・いじめについての実態を把握し、意図的・計画的に指導を進めるために、手紙相談といじめに関するアンケートを年４回（６月・１０月・１２月・２月）実施する。
(いじめのみ)
- 教育相談の充実
- ・児童との会話や生活日記、保健室の様子等、学校生活の中で児童の小さなサインを見逃さないように努める。
 - ・定期的な教育相談・いじめ相談週間を年３回設けて、児童一人一人と教育相談を実施する。
（６月・１０月・２月）
- 外部相談窓口の紹介
- ・いじめ相談電話等の外部の相談機関やスクールカウンセラー（県・市）を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- カウンセリングマインドの向上
- ・教職員に様々なスキルや指導方法を身に付けさせ、いじめの認知能力を高めるために現職教育やいじめ・不登校対策委員会等で専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を講師とする研修を実施する。
- 保護者との連携
- ・保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。

(3) いじめに対する措置（早期対応の取組）

○緊急対策会議の開催

- ・校長のリーダーシップのもと、関係者による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立てる等、組織的に取り組む。

○常滑市教育委員会との連携

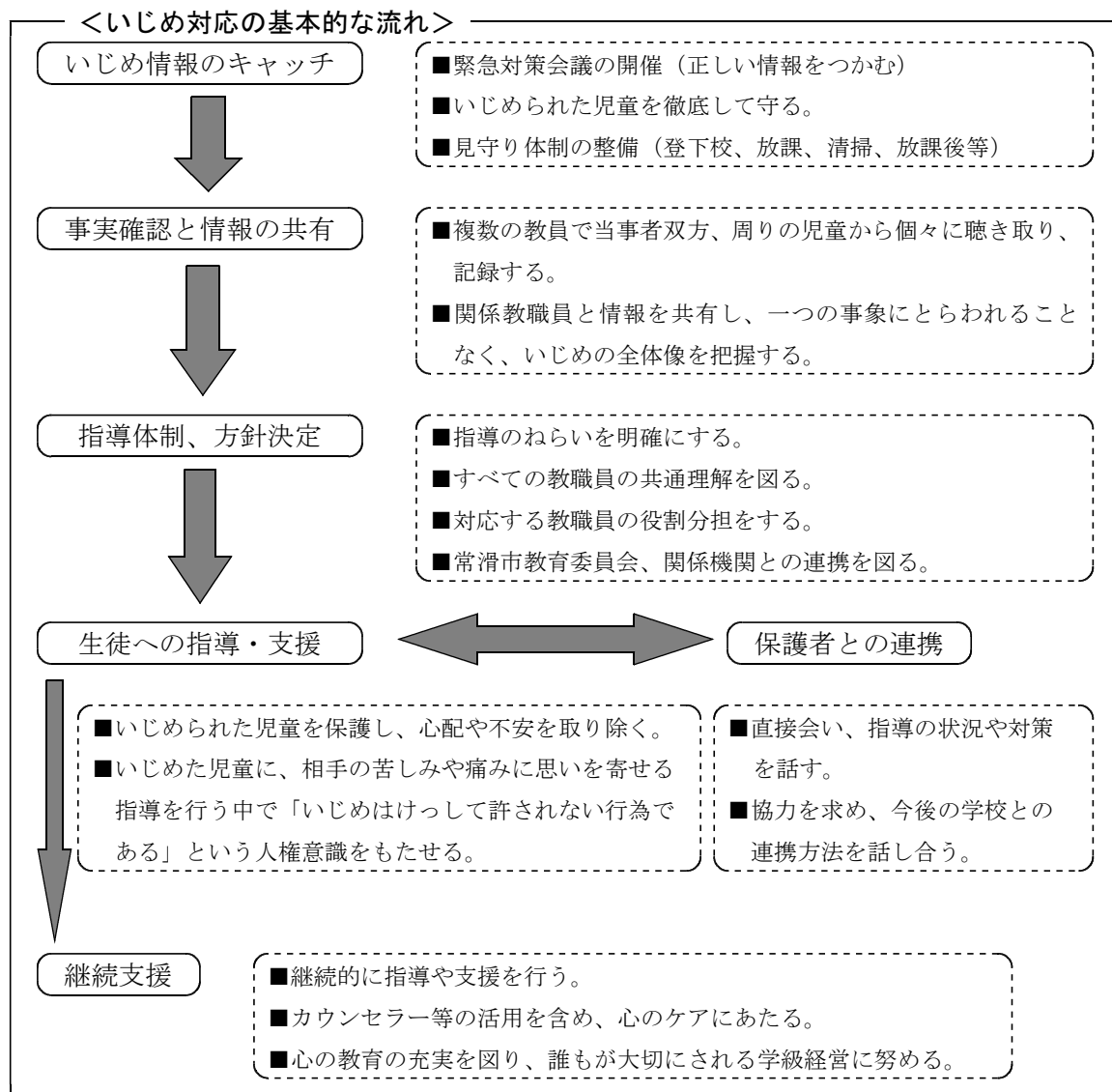
- ・常滑市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

○関係機関との連携

- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家、警察署、児童・障害者相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。

○児童への指導・支援

- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・被害児童が安心して教育を受けられるよう、別室等で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
- ・加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。



※いじめが「解消している」状態を、「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つが満たされていることとし、その後も注意深く観察するものとする。

(4) ネット上のいじめへの対応

○保護者への啓発・連携

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、「なみ」(学校通信)、各種通信やPTAの各種会合、保護者会等において、積極的に広報活動を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。

○情報モラル教育の実施

- ・ネットモラルに関わる学活や道徳の授業、学校保健委員会での取り上げ等、児童への情報モラル教育を行う。

○関係諸機関との連携

- ・学校単独で対応することが困難な場合は、常滑市教育委員会と相談しながら警察署や法務局等、関係諸機関と連携して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - 等
- いじめにより在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・年間30日が目安。連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 常滑市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を常滑市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。
- ⑦ 市長が必要であると認めるときは、「常滑市いじめ問題調査委員会」で再調査を行うため、学校は資料の提出等、調査に協力する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION→RESEARCH)で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施(12月)し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、学校のホームページに掲載する。
- いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

<年間計画>

	いじめ・不登校・虐待防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○学校公開
5月	D			○学校公開
6月			○教育相談	
7月	C			○保護者会
8月	A	○現職研修 ○中間評価→検証		
9月	R			
10月		○運動会（異学年交流活動） ○福祉実践教室	○教育相談	
11月	P	○「学校いじめ基本方針」の内容の再確認		○学校公開
12月	D	○人権週間（校長講話）	○教育相談 （いじめアンケートのみ）	○保護者会 ○保護者への学校評価アンケート
1月	C			○学校公開
2月	A		○教育相談	○感謝の会 ○学校評議員会で「学校評価」の検討
3月	R	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	
通年	へ	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○保健指導（命の教育）	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○こころのポスト	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。